

小川富也税理士事務所だより

所得税及び復興特別所得税の確定申告

▼2月16日(火)～3月15日(月)▲

令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の時期となりました。相談及び申告書の受付は、令和3年2月16日から同年3月15日までとなっています。必要書類等のご用意はお早めに――。

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。課税される所得は、事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、譲渡所得、一時所得、山林所得、退職所得に分類されます。ここでは、給与所得がある人で確定申告が必要な場合についてふれてみました。

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を差し引きます。

各種の所得の合計額から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。

給与所得者は、通常「年末調整」により所得税及び復興特別所得税が精算されるため申告は不要です。しかし、次の計算において残額があり、さらに①～⑥のいずれかに該当する場合には所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要です。

③ 給与を2か所以上から受けている、かつ、その給与の合計額が20万円を超える
④ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利息、賃貸料、使用料などの支払を受けた
⑤ 給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた
⑥ 在日の外国公館に勤務する人や家事使用人などで、給与の支払を受ける際に源泉徴収されないこととなっている

◆基礎控除が変わりました
控除額が10万円引き上げられ、48万円になりました。
ただし、合計所得金額が2400万円を超える方は、その合計所得金額に応じて控除額が変わります。

◆マイナンバーの記載等について
確定申告書を提出する際は、「マイナンバー(12桁)の記載」と「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要です。

① 給与の収入金額が200万円を超える
② 給与を1か所から受けて控除が変わりました
いて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計が一律10万円引き下げられました。
このほか、控除上限額なども変わりました。

◆給与所得控除・公的年金等
給与所得控除・公的年金等控除が一律10万円引き下げられました。

[主な留意事項]

●公表する場合の主な項目●

- ①感染者の年代・性別
- ②感染者数
- ③感染確認日
- ④感染が確認されるまでの経緯
- ⑤顧客と接する業務に従事していたか否か
- ⑥感染確認後の企業の対応状況



新型コロナ感染症と 感染者情報の公表

従業員が感染した場合の対応

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、従業員が感染するケースが増えていました。企業には、取引先や顧客への感染防止の観点から情報の公開が求められています。一方で、罹患者に関する個人情報については慎重に取り扱う必要があります。そこで、今回は、感染者の情報公開と個人情報の保護について取り上げます。

企業には従業員の感染を公表する法的義務はありません。しかし、会社は、自社の従業員に限らず、顧客、取引先など様々な人と接触しており、これらの人を介した感染拡大を防止する社会的責任があります。一方で感染した従業員のプライバシーや個人情報は守らなければなりません。

■個人情報の保護■

個人情報保護委員会は、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて」を発表しました。内容は、感染拡大の防止を目的とした場合に、本人の同意のない目的外利用や第三者提供などを実施することに関する考え方を示しています。

それによると、例えば、「社員が新型コロナウイルスに感染し、当該社員が接触したと考えられる取引先にその旨情報提供することを考えている。社員本人の同意を取ることが困難なのだが、提供することはできるか」という質問について次のように回答しています。

「当該社員の個人データを取り扱う場合、仮にそれが当初特定した利用目的の範囲を超えていたとしても、取引先での二次感染防止や事業活動の継続のため、また公衆衛生の向上のため必要がある場合には、本人の同意は不要ない」としています。

したがって、新型コロナウイルスに感染しているという情報やPCR検査で陽性反応が出たという情報は、「要配慮個人情報」に該当しますが、本人が入院するなどして同意を得ることが困難でも、①人の生命・身体の保護のために必要がある場合に、例外として、本人の同意なくして、取引先等への情報提供が可能です。

企業にとって、感染者の発生を公表することは躊躇するかもしれません、感染者の発生を秘匿したことが後に明らかとなり、または二次感染者が発生するなどした場合には、会社の信用を著しく低下させるリスクがあります。

また、新型コロナウイルス感染症については、感染者数や感染経路が日々のニュースで取り上げられるなど、世間の関心は高く、感染者の発生や対応状況についても多くの企業が公表しているケースが多いようです。新型コロナウイルス対策を徹底していく中で、感染はいつどこで発生してもおかしくない状況で、企業の不祥事ではありません。感染拡大を防ぐため、感染者の発生や対応について正確な情報を開示することは企業の社会的責任といえるでしょう。

新宿
コーナー

政府は、令和3年度（2021年度）与党税制改正大綱を閣議決定しました。

■固定資産税■

課税額が2020年度を上回る場合	税額を据え置き2020年度と同額
課税額が減る場合	課税額引き下げ

※令和3年度限定の措置

法人税

大企業・中堅企業	新卒・中途採用の従業員 紹与総額 2%以上増→支給額の15%分を法人 税から差し引く
中小企業	従業員紹与総額が前年度より1.5% 増→税負担軽減

◇固定資産税
土地の固定資産税は、3年ごとに評価額が見直されます。2021年度からの3年間は地価が上昇傾向に

◆所得拡大促進税制

した。対象は、商業地や住宅地、農地など、すべての土地です。

地価の上昇に伴つて2020年1月の公示地価に基づく課税額が、2020年度を上回る場合、2021年度の税額は据え置き、地価の下落によって課税額が減る場合はそのまま課税額を引き下げます。

◇所得拡大促進税制

(賃上げから雇用確保へシフト)

企業が従業員を解雇する動きが広がっていることを踏まえ、「所得拡大促進税制」(賃上げ促進税制)を「見直し、重点を置く対象を賃金を弓

メーション投資促進税制
デジタル技術で業務やサービスを変革するDXリデジタル・トランフォーメーションも税制面から後援します。

◇ DX＝デジタル・トランスフォーム
メーション投資促進税制
デジタル技術で業務やサービスを
変革するDX＝デジタル・トランス
フォームーションも税制面から後押
します。

業務を効率化するため、クラウド
サービスを活用して、グループ企業
内でデータを共有する設備投資を行
った場合、3%の税額控除（グル
ープ外事業者とのデータ連携を伴えれば
5%）、特別償却30%のいずれかを
選択適用できるようになります。

◆中小企業の設備投資に係る優遇措置の見直しと正長

新型コロナの影響などを考慮し、
2020年度末で期限切れを迎える
予定だった特別措置が延長されます。
中小企業等が設備投資を行った場
合の優遇措置について、①中小企業
経営強化税制、②中小企業投資促進
税制、③中小企業防災・減災促進税
制は、一部を見直した上、適用期限
が2年延長されます。

その他、地域未来投資促進税制の
支援対象拡大や研究開発税制の控除
上限の引上げなどが盛り込まれまし
た。

の増加を対象とします。雇用情勢の悪化に鑑み、賃上げから雇用拡大を重視した形へとシフトします。

具体的には、これまででは継続して雇つている人に支払う給与の総額が1・5%以上増えた場合に増加分の15%を減税してきました。今後は賃上げがなくとも、人員増などで給与総額が1・5%以上増えれば、減税

具体的には、中小企業の経営資源を集約化等（統合・事業再構築等）させることを目的に、M&Aに係るリスク軽減を図る観点から、M&Aに関する経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が、株式等の取得価額の70%以下の金額を準備金として積み立てた場合にその積立金額の損金算入を認めます。

き上げた企業から、雇用の改善に取り組む企業に移します。

所得拡大促進税制は、現行制度では継続雇用者の給与の増加を対象としており、「既存社員の賃上げ」に重点を置いた内容となっています。また、第三回以降は「新規雇用者合計

中小企業が別の企業を買収したあとに隠れた損失などの予期せぬリスクに備えるため、買収費用の一部を「準備金」として積み立てられるようになります。この積み立ての資金を経費として認めることで法人税の負担を軽減します。



◆令和3年度税制改正大綱◆

施行日前から適用開始へ

税務関係書類の押印義務見直し

不要な押印は廃止に

昨年の12月21日に閣議決定された「令和3年度税制改正大綱」では、納税環境整備の項目の中で、「税務関係書類における押印義務の見直し」を行うことが明記されています。これにより、税務関係書類の押印不要が動き出します。

具体的な内容は、税務手続の負担軽減のため、提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、以下に掲げる一定の税務関係書類を除いて、押印を要しないこととするというものです。

①担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類②相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類

なお、地方税関係書類についても、国税と同様、原則として、押印を不要とする見直しが行われます。

押印不要の対象となる税務関係書類には、所得税等の確定申告書や法人税申告書、消費税申告書、相続税申告書をはじめ、各種申請書や届出書なども含まれています。電子申告など、税務関係書類の提出を電子にて行う場合にはそもそも押印 자체が不要となっていましたが、今後、書面提出する税務手続には大きな変化が生じることになります。

令和2年分の確定申告でも適用

また、この改正は令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用するとされていますが、大綱の注意書きには、「改正の趣旨を踏まえ、押印を要しないこととする税務関係書類については、施行日前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めないこととする」とも明記されています。

つまり、実質的には施行日前からの適用スタートとなり、令和2年分の確定申告においても押印が不要になると考えられます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、「新しい生活様式」が定着しつつあります。注目されるのは、この「新しい生活様式」のうち、どの部分がコロナを克服するまでの一時的な生活様式で、どの部分がコロナを克服した後も定着する生活様式となることです。言い換えれば、「ウイズコロナ」の間だけの生活様式か、「アフター・コロナ」にもつながる生活様式なのか、といふことです。▼コロナ後も残るかどうかは、それが合理的か、

新しい生活様式

効率的か、ということで決まります。企業にとつて合理的・効率的なものは、アフター・コロナの時代にも残るし、そうでないものは、消えていくと考えられます。▼新型コロナが経済に大きな影響を及ぼしていく過程で、日本の経済システムの不合理・非効率な面が浮かび上がつてきました。「新しい生活様式」は、これまで克服することができなかつた日本の経済システムを変革するチャンスとなるかもしれません。

2月の税務と労務

一税務

- ★前年分所得税の確定申告
申告期間…2月16日から3月15日まで
- ★前年分贈与税の申告
申告期間…2月1日から3月15日まで
- ★固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付
納期限…2月中において市町村の条例で定める日
- ★1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…2月10日
- ★12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…3月1日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…3月1日
- ★法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…3月1日
- ★6月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）…半期分
申告期限…3月1日
- ★消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…3月1日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（10月決算法人は2カ月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…3月1日

一労務

- ★健保・厚保の保険料の納付
納期限…3月1日